

## 逗子市都市公園条例の改正（骨子案）

### 1 背景

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」が成立し、関係法令が一部改正されたことに伴い、「都市公園法」により国が一律に定めていた都市公園の設置基準、及び「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」により国が一律に定めていた公園のバリアフリー化に関する構造基準について条例で定める権限が、平成24年4月1日より市町村に移譲されました。

本市においては、1年間の経過措置期間が満了する平成25年4月1日までに、現行基準を参酌基準として、都市公園条例を改正する必要が生じたものです。

### 2 条例制定の基本的な考え方

#### (1) 現行の基準の踏襲

参酌基準である既存の「都市公園法」及び「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に定める基準に基づき、設定します。

#### (2) 条例制定にあたっての留意事項

原則として(1)に基づき条例案文を作成していますが、内容に関わらない範囲で、標記方法等について一部修正する可能性があります。

### 3 主な条例改正の内容

#### (1) 都市公園の設置基準・・・第3条

本市区域内及び市街化区域内の住民一人当たりの都市公園面積の標準値

区分	参酌基準 (都市公園法施行令)	条例(案)	逗子市緑の基本計画整備目標		現況(H23年度末)
				国設置を除く	
本市の区域内	10平方メートル/人	参酌基準どおり	56.70平方メートル/人	15.62平方メートル/人	8.4平方メートル/人
市街化区域内	5平方メートル/人	参酌基準どおり	11.63平方メートル/人	11.62平方メートル/人	5.8平方メートル/人

平成23年度末現在(平成24年3月31日)では都市計画区域内(市全域)の住民一人当たりの都市公園面積は約8.4平方メートル/人、市街化区域内では約5.8平方メートル/人となっています。

平成18年に改定した「逗子市緑の基本計画」においては、将来の人口推移及び今後の整備予定等を考慮するなか、概ね平成27年度の市全域における都市公園の整備に関する目標を56.70平方メートル/人、市街化区域内では11.63平方メートル/人と定

めています。ただし、平成27年般都市公園整備目標量317.54haには、国の設置による公園230.07haを含んでいます。

本市の緑の基本計画、現在の都市公園整備状況及び現行基準等を参酌し、都市公園の設置基準を都市計画区域内（市全域）で10 平方メートル／人以上、市街化区域内で5 平方メートル／人以上と設定します。

なお、標準値は、今後の緑の基本計画の更新等に応じて、見直していく予定です。

(2) 都市公園を設置する場合の配置及び規模の基準・・・第4条

都市公園の種類	配置	規模	
		参酌基準	条例（案）
街区公園	もっぱら街区に居住する者の利用に供することを目的として配置する	0.25ha	参酌基準どおり
近隣公園	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的として配置する。	2ha	参酌基準どおり
地区公園	主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的として配置する。	4ha	参酌基準どおり
総合公園	広域に居住する者が容易に利用できるように配置する	設置目的に応じて都市公園の機能を十分発揮できる面積	参酌基準どおり
運動公園			
緩衝緑地、風致公園等	設置目的に応じて都市公園の機能を十分発揮できるように配置し、及びその面積を定める		参酌基準どおり

本市の都市公園は街区公園が71箇所、近隣公園が6箇所、風致公園が2箇所、地区公園が1箇所あります。

公園ごとに地形的条件等の周辺状況が異なるため、計画面積等は一律ではありませんが、街区公園の平均は約0.14ヘクタール、近隣公園の平均が約2.3ヘクタールです。

地区公園として供用開始している第一運動公園は、約5.5ヘクタールであります。

これら本市の都市公園の状況及び現行基準等を参酌し、各都市公園に関する基準は現行基準と同様とすることを考えています

(3) 公園施設の設置に関する基準・・・第5条

公園施設の種別		建築面積の割合	
		参酌基準	条例（案）
建築物		2%	参酌基準通り
特 例	休養施設等	+10%	
	国宝、重要文化財等	+20%	
	屋根付き広場等	+10%	
	仮設公園施設	+2%	

都市公園は、本来、屋外における休息、運動等のレクリエーション活動を行う場所であり、ヒートアイランド現象の緩和等の都市環境の改善、生物多様性の確保等に大きな効用を発揮する緑地を確保するとともに、地震等災害時における避難地等としての機能を目的とする施設であることから、原則として建築物によって建ぺいされない公共オープンスペースとしての基本的性格を有するものです。

このような都市公園の性格から、公園敷地内の建築物によりその本来の機能に支障を生ずることを避けるため、都市公園の敷地面積に対する建築物である公園施設の建築面積の許容される割合について、100分の2とされてきました。

これらのことから、むやみに公園内に建築物を設置することは望ましいものではありませんが、住民のレクリエーションに対するニーズの多様化、高度化等を受け、現行基準においても休養施設、運動施設、防災に関連する備蓄倉庫等は建ぺい率の上乗せ（特例）が認められています。

これまでも、同様の考え方で都市公園を整備してきており、本市における都市公園の利用状況及び現行基準を参酌し、公園施設の設置基準（都市公園面積に対する建築面積の割合）は現行基準と同様とすることを考えています

(4) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく、特定公園施設の設置に関する基準公園施設のバリアフリー構造基準・・・第6条

特定公園施設	参酌基準	条例（案）
園路及び広場	出入口（幅120cm以上、段差なし等）	参酌基準通り
屋根付き広場	通路（幅180cm以上、縦断勾配5%以下等）	
休憩所及び管理事務所	傾斜路（幅120cm以上、縦断勾配8%以下、手摺等）など	
野外劇場及び野外音楽堂		
駐車場	車いす専用駐車施設の設置等	
便房及び便所	高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有すること等	
水飲場及び手洗場		
掲示板及び標識		

バリアフリー構造に関する基準は、むやみに変更すべきものではなく、また、本市における都市公園の利用状況に鑑みて、現行基準である「移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める省令」と同様とすることを考えています。

#### 4 施行日

平成25年4月1日